

## 「障がい」の表記の使用に関する取扱について（福祉部案）

### 1 目的

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなり、「害」の字が代用されるようになったとされている。

障害の「害」という漢字の表記については、障害を持つこと自体が害悪である、また、障害者が社会や人に害悪を与えるなどのマイナスイメージを与えるものであることから、表記を見直すべきであるとの意見がある。

「害」の字を見直す場合、ひらがな表記とするのか、「碍」とするのかについては様々な意見があり、さらには「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もあるが、現在はこれに代わる用語の統一を見ていないのが実情となっている。

新居浜市では、国で検討されている表記見直しの結論が出るまでの間、マイナスイメージを与える「害」の表記は不適切と考え、ノーマライゼーションの理念を推進するうえからも、「障害」を「障がい」と表記する。

### 2 表記の取り扱い

#### （1）実施内容

- ①本市が作成する公文書、啓発資料、ホームページ等において、従来「障害」と表記していたもので、人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。
- ②法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に使用している「障害」の表記は適用除外とし、今後、国で検討される表記見直しに合わせて変更する。
- ③市民、関係機関、団体等に対しては、本市が使用する「障がい」表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとする。

#### （2）実施上の留意点等

- ①本取り扱の実施日は、平成23年4月1日とする。ただし、実施日前に「障がい」表記にすることができるものについては、このかぎりではない。
- ②本取り扱いは、誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、実施日に変更が困難なものについては、条件が整い次第、表記を更新する。
- ③実施日以降に配布する印刷物において、すでに印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新する。ただし、ホームページでの表記については、できる限り速やかに表記を更新する。